

奈 水 第 1090 号  
平成 16 年 9 月 21 日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様  
同 中 嶋 肇 様  
同 土 田 敏 朗 様  
同 吉 田 文 彦 様

奈良市長 大 川 靖 則

平成 15 年度包括外部監査結果に対する措置について（通知）

このことについて、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき通知します。

## 平成15年度包括外部監査結果に対する措置状況

### 1 水道事業会計の財務事務及び経営に係る事業管理について

#### 1 適正な会計処理

##### 【監査結果の要旨】

料金課窓口や集金職員用、あるいは西部営業所窓口の釣銭用などに準備されている現金を貸借対照表では短期貸付金として計上しているが、現金預金として計上すべきである。

また、水道料金など収納業務の委託保証金として預かっている有価証券を貸借対照表では有価証券として計上しているが、保管有価証券として計上すべきである。

奈良市水道局では退職給与引当金を計上しておらず、退職手当を支給した際に退職給与金という繰延資産に計上している。しかし、退職給与金を繰延資産へ計上するのは地方公営企業法の拡大解釈であり、現在すでに計上されている退職給与金880,637千円の資産性には疑義があるため、早期に費用処理することが必要である。

上記の退職給与金とあいまって、退職金は職員の勤務期間に応じて発生すると考えて、将来の退職金支出に備えるために退職給与引当金を計上する必要がある。

また、これに関して地方公営企業法、その他関係法令などに明確な会計基準がないことから、奈良市水道局で経過措置の処理を含めて、基準を定め、会計規程のなかに明確に記載する必要がある。

退職給与引当金制度へ移行した場合には、退職給与引当金繰入額についても、人件費と同様に営業部門と建設部門の職員に係る人件費に分類し、かつ、資本的支出へ配賦された退職給与引当金繰入額は、有形固定資産の取得価額に含めることとなる。

無形固定資産のダム使用权の減価償却開始時期が、奈良市水道局会計規程に

準拠していなかった。なお、地方公営企業法施行規則第9条第5項では、翌年度もしくは翌月のほか、取得の当月から減価償却を行うことも認められており、奈良市水道局会計規程の変更を検討する余地がある。

また、布目ダム建設事業費割賦負担金20,657,638千円については、負担金の確定額通知が平成4年8月であり平成4年10月から減価償却を開始しているが、布目ダムは平成4年4月から供用開始されており、平成4年4月に遡って減価償却を開始すべきであった。

受託配水管改良費として執行される工事物件のうち、複数年度にまたがる工事物件の取得原価には事務費（共通費）の配賦がなされていない。年度内に着工・完了する工事物件と同様に、配賦計算の対象とすべきである。

取替用の量水器は購入時に費用処理し、新規取付用の量水器は購入時に固定資産に計上しているが、購入時は貯蔵品として計上し、払出時に費用または固定資産に振り替えるべきである。

浄水課で保管している次亜塩素酸ナトリウム、苛性ソーダ、ポリ塩化アルミニウムは、購入時に費用処理しているが、購入時は貯蔵品として資産計上し、使用した時点で費用処理すべきである。

#### 【措置の内容】

平成15年度末に、短期貸付金については現金預金に、有価証券については保有有価証券に計上しました。（経理課）

退職給与引当金処理に変更する場合、経過措置を含め費用負担の増加が多分に上り財政状況に大きく影響します。監査結果にある退職給与金に係る会計処理については、急激な料金へのはねかえりを避けながら、今後実施に向けて検討します。（総務課）

平成16年4月1日付けで奈良市水道局会計規程を一部改正して、資産を取得した当月からも減価償却を行うことができることとしました。また、減価償却の開始すべき時期についても、今後において規程等に準拠した方法で行います。

( 経理課 )

年度繰越した工事について、平成15年度の決算から事務費を配賦しました。

( 工務課 )

取替用及び新規取付用の量水器については、平成16年度中に奈良市水道局会計規程及び会計帳簿等の様式に関する規程を一部改正するとともに、量水器の保管場所を整備し、平成17年度予算において貯蔵品購入限度額を計上したうえで、平成17年度から貯蔵品として取り扱うこととしました。( 料金課 )

浄水課で保管している浄水処理用薬品については、平成16年度中に奈良市水道局会計規程及び会計帳簿等の様式に関する規程を一部改正するとともに、平成17年度予算において貯蔵品購入限度額を計上したうえで、平成17年度から貯蔵品として取り扱うこととしました。( 浄水課 )

## 2 人件費

### 【監査結果の要旨】

奈良市と奈良市水道局間では相互に職員の異動があり、この職員の退職手当については、退職時に所属していた部局で退職手当全額を負担することになっている。しかし、この負担方法によると、独立採算の原則が適用されている奈良市水道局の財務状況を正しく把握することができない。

退職手当費用を正しく把握し、負担するために、職員の異動の際には各職員の所属期間に応じた退職給与引当金相当額を異動先に支払う仕組みを整備し、運用することが有用である。

### 【措置の内容】

退職金の負担割合については、今後の職員の異動状況も考慮しながら、市と協議を進めていきます。( 総務課 )

## 3 固定資産・量水器などに係る事務の執行

### 【監査結果の要旨】

固定資産台帳と現物を照合したところ、現物確認不能、除却漏れと考えられ

る固定資産台帳不備が発見された。実際の照合作業は各課が行うことが合理的と思われるが、照合の結果については経理課長が確認しなければならない。なお、規程には求められていないが、現物を特定するためにも、ラベル貼付などにより奈良市水道局保有の備品であることを明らかにすることが望ましい。

固定資産の除却手続きについて、管理者が1年分の除却をまとめて年度末に決裁しており、決裁前に廃棄が行われているものがあることが判明した。奈良市水道局会計規程第109条第1項により全ての除却についてその都度管理者の決裁を受けることは非効率であり、金額基準を設けるなどして部長もしくは課長に決裁権限を委譲することが望ましい。

水質管理課で使用している検査機器のうち、リース契約終了後リース会社から無償で譲り受けている資産が存在したが、固定資産台帳上は何ら記録されていなかった。適正な見積価額により固定資産台帳に記録することが必要である。

上水道施設移管（無償譲渡）願の日付を書き換えているものが1件発見された。日付を変更する必要がある場合は、作成者の合意のうえ変更しなければならない。

西部営業所にある量水器の伝票様式が不十分であった。また、業者受渡の際の伝票管理が不十分であった。日々の数量管理を徹底する必要がある。

また、在庫を多く保有するということは、在庫保管コストや保管業務が増大するため、在庫数量は最小限にとどめるよう発注量を適正に管理する必要がある。

さらに、取替用の量水器のうち一部が倉庫に入りきらず、ボイラー室に置かれていた。また、置き場が、口径ごとにまとめられておらず、必ずしも在庫が古いものから順に使われていなかった。発注量を管理することで在庫数量を適正規模とし、量水器の置き場を整理することが必要である。

水質管理課で保管されている薬品について、劇薬を除いて在庫管理帳票が作成されておらず、劇薬についても帳票と現物との定期的な照合は行われていな

かった。また、浄水課で保管している次亜塩素酸ナトリウム、苛性ソーダ、ポリ塩化アルミニウムについても同様であった。財産の管理、安全性の確保といった観点から、在庫管理帳票の作成と定期的な現物棚卸による在庫管理を行うべきである。

#### 【措置の内容】

包括外部監査人が現物照合して固定資産台帳不備が発見された資産等も含め、再度精査し必要な除却手続きを行いました。

また、固定資産の管理については、平成16年度から経理課長が主管課長に固定資産リストを配付し、主管課長は現物確認し、特に備品についてはラベルを貼付したうえで、現物確認の結果を経理課長に報告することとしました。（経理課）

固定資産の除却手続きについて、平成16年4月1日付けで奈良市水道局会計規程、会計帳簿等の様式に関する規程及び奈良市水道局事務専決規程を一部改正して、除却様式の統廃合並びに専決規定を新設し除却手続きの効率化を図りました。（経理課）

当該資産については、平成15年度末に適正な見積価額により固定資産に計上しました。また、今後も本件のような無償譲受資産については、適正な見積価額により漏れ落ちなく固定資産に計上することとしました。（水質管理課、経理課）

上水道施設移管願の日付を書き換える必要がある場合は、作成者の合意のうえ変更しなければならない旨を周知徹底しました。（工務課）

量水器の入在庫伝票を見直し、保管場所を整備したうえで、平成17年度から量水器を貯蔵品扱いとすることにより適正管理に努めます。（料金課）

水質管理課で保管しているすべての薬品について、在庫管理帳票を作成し、定期的に現物棚卸を実施することとしました。また、浄水課で保管している浄水処理用薬品については、適正な在庫管理を行うために、平成17年度から貯蔵

品として取り扱うこととしました。（水質管理課、浄水課）

#### 4 契約に係る事務の執行

##### 【監査結果の要旨】

奈良市水道局事務専決規程第3条により、部長の決裁が必要であったにもかかわらず、課長までの決裁しかうけていない支出伝票があった。契約事務手続の重要性にかんがみ、承認体制を徹底する必要がある。

##### 【措置の内容】

支出伝票の決裁を含め、承認体勢の厳格化について、周知徹底しました。（経理課）

#### 5 金銭管理

##### 【監査結果の要旨】

奈良市水道局会計規程第53条では、支出伝票に添付すべき請求書または支払調書には、債権者の押印と係員の認印が必要である旨が規定されているが、支払調書にまで債権者の押印を行う必要性はないものと考えられる。よって、実態に即した会計規程への変更を検討する必要がある。

##### 【措置の内容】

平成16年4月1日付けで奈良市水道局会計規程を一部改正して、支払調書への債権者の押印を不要としました。（経理課）